

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年8月21日	株式会社中紀バスINT'L(法人番号1170001005212) 代表者高垣太郎	和歌山県和歌山市井ノ口544番地2	大阪関西空港	大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3番地34	警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送第27条第3項	令和5年6月29日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)	4	4
令和5年8月24日	大阪卑呼観光株式会社(法人番号7120101052608) 代表者山下正志	大阪府南河内郡河南町大字一須賀769番地の4	本社営業所	大阪府南河内郡河南町大字一須賀769-4	警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和5年7月6日及び同年5年7月12日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第4項)、(3)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)	7	1